

令和4年度横浜市健康福祉局所管社会福祉法人等指導監査等実施方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の主たる担い手として、経営基盤の強化や福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図ることが求められています。また、社会福祉事業等を行う施設においても適切な施設運営に積極的に取り組むことが必要とされます。

この主旨を踏まえ、横浜市健康福祉局が所管する法人等に対する指導監査等の重点事項を次のとおり定めます。

なお、指導監査等の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、実施方法、実施時期及び対象法人等について、社会情勢等を鑑み柔軟に対応します。

※本方針は「横浜市健康福祉局所管社会福祉法人等指導監査等実施要綱」第3条第3項の規定に基づき定めるものです。

<指導監査の重点事項>

1 法人運営

- (1) 評議員・役員の選任手続は適正か
- (2) 評議員会・理事会で決議が適正になされているか。
- (3) 評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係を有する者が議決に加わっていないか。
- (4) 評議員会・理事会等について、適正に記録の作成、保存を行っているか。
- (5) 評議員会の招集が適正に行われているか。
- (6) 決算手続は、法令及び定款の定めに従い、適正に行われているか。

2 法人会計

- (1) 法人経理規程をはじめとする会計経理関係の規程類は、現行の法令に即した内容となっているか。
- (2) 契約手続（入札・見積合せ等）は適正に行われ、契約書等は作成されているか。
- (3) 積立金を計上する際に、同額の積立資産が積み立てられているか。
- (4) 計算書類、附属明細書及び計算書類に対する注記は適正に作成されているか。
- (5) 現金等の管理方法及び残高確認（出納帳と現金の照合）が適正に行われているか。

3 施設・事業運営

- (1) 職員配置基準を満たしているか。
- (2) 法令に基づく報酬、給付等の請求が適正に行われているか。
- (3) サービス提供に係る計画の作成や見直しが適正に行われているか。
- (4) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための取組を行っているか。
- (5) 身体的拘束廃止の取組や、やむを得ない場合の要件確認及び必要な記録が適正に行われているか。
- (6) 虐待の未然防止や早期発見に努めているか。
- (7) 利用者からの預り金について、確実な記録や牽制体制の確保など、適正な管理が行われているか。
- (8) 防犯・防災について、関係法令に沿った手続き及び適切な対応が行われているか。
- (9) 事故発生防止のための取組及び事故発生時の対応が適切に行われているか。